

総務大臣  
高市早苗 殿

統計委員会委員長  
北村行伸

## 令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（素案）

統計委員会は、令和3年度における統計リソース（予算・人員）の重点的な配分に関する基本的な考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

総務大臣におかれては、各府省における概算要求等の検討に資するため、本建議の内容を各府省に速やかに通知するとともに、本建議の内容を十分に踏まえて、「令和3年度各府省統計調査計画等審査」を行うよう要請する。

### 記

#### 1 基本的な考え方

統計行政においては、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会。以下「総合的対策」という。)や、これを踏まえて変更した「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。)に基づく取組を確実に実行し、政府統計の品質向上と信頼回復に取り組む必要がある。

とりわけ、今回の新型コロナウイルス感染症への対応によって、人との接触や移動を抑制する「新しい生活様式」を踏まえ大きく変化した調査環境の下で、将来にわたって高い品質の政府統計を安定的・継続的に作成・提供できるよう取り組んでいくことが重要である。

##### (1) 新型コロナウイルス感染症の状況等から見えた課題

今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受けて、地方公共団体における調査事務や統計調査員による訪問が困難になるなど、従来どおりの政府統計の作成が困難な状況となっている。

政府統計は、継続性が重要であり、とりわけ今回のような状況下では、社会経済の急激な変化を正確に捉え、政策立案や民間の経済活動の判断材料を迅速に提供することが一層求められる。

このため、一部調査は中止、延期されたものの、各府省において、調査の継続的な実施を模索・検討した結果、緊急的・暫定的な措置として、郵送調査やオンライン調査を新たに導入する等の対応により、多くの調査が実施されている。

しかしながら、今後も同様の事態が生じ得ることも見据え、将来にわたって高い品質の政府統計を安定的・継続的に作成・提供できるよう、これまで以上に、調査方法等の大胆な改善や、これに関する体制強化を重点的に進める必要がある。

このため、オンライン調査の一層の拡大を進めるほか、今回の新型コロナウイルス感染症の状況を把握するために、民間のデータホルダーが保有するリアルタイムデータ、ビッグデータの有用性が改めて認識されたことも踏まえ、官民のデータホルダーとの連携等による行政記録情報や民間のビッグデータの活用を一層推進する必要がある。

また、調査の制約やビッグデータの活用に伴い、偏りや欠測など制約のあるデータを取り扱う機会が増えることを踏まえ、これまで以上に統計職員の育成・専門性の向上に取り組む必要がある。

さらに、緊急時や重要施策の企画・立案に資するため、統計の利活用促進により一層積極的に取り組む必要がある。

## (2) 政府統計の品質向上、信頼確保等

上記(1)のほか、政府統計の品質を向上し、国民の信頼を確保するため、総合的対策や公的統計基本計画を踏まえ、統計作成プロセスの適正化やそのために必要となる体制の整備に重点的に取り組む必要がある。

また、従来から取り組んできた経済統計の改革についても、継続的に取り組む必要がある。

## 2 令和3年度の重点分野

上記1の基本的な考え方にに基づき、令和3年度の概算要求等においては、以下の課題に統計リソースを重点的に配分すべきと考える。なお、今年度から着手できる事項については、令和3年度概算要求等を待たずに取りかかるべきである。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応は現在も継続していることから、

今後の状況を踏まえ、統計委員会として追加的な要請を行うこともあり得る。

## (1) 政府統計を安定的・継続的に作成・提供等していくための重点事項

### ① 統計業務の継続性の確保

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による令和3年度への調査時期の延期等の緊急措置
- ・ 郵送調査やオンライン調査の導入・利用促進、国・地方の統計関係部局間におけるオンライン会議やオンライン研修のための環境の確保、情報端末等の活用による調査員調査の効率化
- ・ 緊急時でも継続的・効率的に業務が維持・遂行できるよう、システムによるエラーチェックの導入、クラウド利用によるシステムの効率的・効果的な運用などICTを活用した業務プロセスの見直し、国・地方における業務の効率化等につながるAIやRPAの導入に向けた調査研究や統計調査の実施
- ・ 各府省や府省内部局からの相談・要望対応、統計作成の段階に応じたサポート、PDCAサイクルの確立、統計作成プロセスの改善や第三者監査、調査結果公表前の分析的審査等を担う政府統計全体のハブ機関（中央統計機構）及び各府省統計幹事の下のハブ機関（府省内中核統計機構）について、緊急時における各府省や府省内部局の統計業務継続支援も念頭に、体制を一層強化
- ・ 総務省（政策統括官・統計局・統計研究研修所）及び（独）統計センターによる各府省・地方への人材派遣

### ② ビッグデータ等の活用の加速とデータ人材の確保・育成

- ・ ビッグデータ等や行政記録情報の試行的な活用の促進、先進的な調査技術等の調査研究の本格化、政府関係法人等が作成する統計を適切に活用するための品質・公表状況の評価に関する調査研究・分析等
- ・ 統計データアナリスト、統計データアナリスト補などのデータ人材の計画的な確保・育成及びそのための体制整備を強化

### ③ 統計の効果的な活用の確保

- ・ 緊急時における施策の立案や効果検証に必要とされる各種統計の提供の早期化のための業務・システムの見直し
- ・ e-Statなど政府統計共同利用システムを機能強化することによる統計データの利用環境の強化、統計データの利便性向上（利用しやすいデー

タ形式の提供（データベース化、利用者が自動取得可能な形（API機能）での提供等）、オンサイト施設の設置・利用促進）、リモートアクセスによる調査票情報の提供やオンデマンド方式によるオーダーメイド集計の検討・調査研究

## (2) 政府統計の品質向上、信頼確保等に関する重点事項

### ① 統計作成プロセスの適正化

- ・ 品質が重要政策や多くのユーザー等に影響する基幹統計、「重要な一般統計調査」【P】の統計作成プロセスの各段階における適正な品質管理の実現とそれに必要な体制の整備・確立、「重要な一般統計調査」とされなかった一般統計調査【P】における品質管理の簡便化・弾力化
- ・ ICTを活用した履行確認により効果的にPDCAサイクルを回す仕組みの構築
- ・ ブラックボックス化した統計関係情報システムの見直し
- ・ 調査票情報・メタデータ等の一元的な保存のために必要となるシステムの充実
- ・ 民間事業者の積極的かつ適切な活用
- ・ 民間事業者や地方公共団体等の指導・管理の徹底（履行確認、調査票情報の保存等）、統計調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）の導入

### ② 国や地方における機能強化のための体制整備等

- ・ 政策部局等における個別統計の実施・審査・公表、調査内容・手法等の見直し、PDCAサイクルの確立、データの適正な利活用等に係る体制整備
- ・ 地方公共団体への支援強化（地方公共団体の統計職員の業務の標準化、調査環境の悪化や統計調査員の高齢化等の課題への対応）
- ・ 優秀な統計調査員の確保・育成・運用、統計調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制の確保、調査実務に携わる統計調査員を効率的かつ効果的に指導監督するためのシステムの構築（例えば、タブレット等のデバイスの導入）
- ・ 統計研修の充実（国・地方の職員向けのオンライン研修の推進・拡充、初任の幹部・管理職向け研修の実施、統計調査員研修の充実）、データ分析機能の強化
- ・ 総務省（政策統括官・統計局・統計研究研修所）及び（独）統計センタ

一によるOJT研修生の受け入れ、民間専門人材（任期付職員及び任期付研究員）の受け入れ

### ③ 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的・共同的な統計整備

- ・ QE・年次・基準年各段階におけるGDP統計の加工・推計方法の改善・拡充（産業連関表のSUT体系への移行（投入調査の充実を含む。）、QEの精度向上等（参考系列の充実を含む。））及び基礎統計の改善、調査対象が未把握な経済活動や品質変化の把握が困難な経済活動を捉える経済統計の改善のための調査研究
- ・ 月次のサービス統計や企業統計の改善・整備、財分野の生産物分類の整備等の推進、建設関連統計の精度向上
- ・ 経済社会状況の変化等を踏まえた基幹統計や「重要な一般統計調査【P】」等の継続的な改善（調査方法・調査項目等の見直し等）。「重要な一般統計調査」とされなかった一般統計調査【P】の個々の役割の明確化とそれに即した効果的・効率的な調査実施や調査方法・調査事項等の柔軟な再編・見直し
- ・ 公的統計基本計画に基づく障害者統計の充実

## 3 本建議の周知、フォローアップ等

本建議が統計リソースの確保及び重点的な配分に着実に反映され、フォローアップを通じて政府全体の統計ガバナンスの確立が図られるよう、統計委員会は総務省に対し、以下のとおり要請する。

- ・ 各府省における概算要求等の検討に資するため、本建議の内容を各府省に十分周知するとともに、要求後は、ヒアリング等を通じて統計リソースに関する各府省の要求状況を把握するとともに、統計委員会に報告すること。
- ・ 「令和3年度各府省統計調査計画等審査」において、本建議の内容を的確に反映するとともに、概算要求等の前からこのような審査方針を各府省に丁寧の説明し、要求及び審査の円滑化を図ること。
- ・ 令和3年度の政府予算案や機構・定員要求の審査結果が明らかとなった後、各府省における統計リソースの確保と既存リソースの再配分・最適配置の状況を把握するとともに、その結果を統計委員会に報告すること。